

## 議案第72号

### 電話交換機（P B X）の取得について

下記のとおり電話交換機（P B X）を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年8月26日提出

三田市長 竹内英昭

### 記

#### 1 取得数量

一式

#### 2 取得の目的

現在、本庁舎内に設置している電話交換機（P B X）は、平成19年に設置したものであるが、導入から7年が経過しているため、部品の劣化による不具合・故障の発生する可能性が高くなっているほか、部品供給も難しくなっていることから、新庁舎建設を機に更新しようとするものである。

#### 3 取得金額

16,956,000円

#### 4 取得の相手方

神戸市中央区磯辺通2丁目1番13号

株式会社ニチワ

代表取締役 本郷昭宏

## 電話交換機（P B X）の概要

### 1 概要

構内（庁舎内）に設置して外線電話と内線電話同士を接続する装置で、庁舎内の複数の電話機を収容し、内線電話同士の相互接続を実現するほか、一般公衆回線に接続する機能を持つ。

現在、本庁舎内に設置している電話交換機（P B X）は、本庁舎・西庁舎・西2号庁舎及び西3号庁舎の内線電話が収容されている。

### 2 規格

- (1) 19インチラック収納
- (2) 故障等の際に、システムが自動的に切り替わる二重化構成
- (3) アナログ・INS1500・ひかり回線に対応
- (4) 新庁舎への移転期間中、旧電話交換機との接続が可能
- (5) 相手先内線電話が話中の場合において自動的に他の内線電話にスライドする内線代表や、内線電話に着信があった場合において他の電話機で応答することができる代理応答などの機能を保有
- (6) 電話交換機以外の納入機器  
電話機、局線中継台 等